

松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱

平成29年5月11日

告示第140号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭部門における地球温暖化対策を推進するため、既存住宅の断熱改修又は既存住宅への住宅用温暖化対策設備の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象機器等及び交付要件)

第2条 補助金の交付対象となる機器等(以下「対象機器等」という。)及び交付要件は、別表第1のとおりとする。ただし、中古品の設置、修繕その他これらに類するものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 建築後1年を経過した市内の既存住宅(住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下「対象住宅」という。)の断熱改修又は対象住宅への対象機器等の設置(以下「設置等」という。)をしようとする者。ただし、当該住宅が自己の所有に属さない場合又は他に所有者がいる場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる者

(2) 実績報告をする時点において、対象住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民票をいう。)に記録されている者

(3) 市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者(以下「事業者」という。)に対象機器等の設置等をさせる者

(4) 補助金の交付の申請をした年度内に対象機器等の設置等の工事に着工し、同一年度内に対象機器等の設置等を完了し、実績報告書を提出することができる者

(5) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない者

(6) 市税を滞納していない者

(補助金額の算定)

第4条 補助対象機器等及び補助金額は、次のとおりとする。

(1) 省エネ設備等及び太陽光発電設備

| 補助対象機器等 | | 補助金額 | | | |
|----------------------------------|------------|--|--------------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 省エネ設備 | 開口部断熱改修 | 内窓設置 | 6 千円 / m ² | 設置機器等の面積にそれぞれの単価を乗じた額 | 左記の金額の合計額又は20万円のいずれか少ない額 |
| | | 外窓交換 | 1 2 千円 / m ² | | |
| | | 窓ガラス交換 | 1 2 千円 / m ² | | |
| | | 勝手口ドア交換 | 2 0 千円 / m ² | | |
| | | 玄関ドア交換 | 2 5 千円 / m ² | | |
| | | 風除室設置 | 1 5 千円 / m ² | | |
| | L E D 照明器具 | | 設置機器のルーメン (光束) に 1 . 4 円 を 乗 じ た 額 | | |
| | 高効率給湯器等 | 潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ) | 4 0 千円 / 基 | | |
| | | 潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール) | 5 0 千円 / 基 | | |
| | | 家庭用燃料電池 (エネファーム) | 2 0 0 千円 / 基 | | |
| 電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) | | 1 0 0 千円 / 基 | | | |
| ハイブリット給湯器 (ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器) | | 8 0 千円 / 基 | | | |
| 太陽熱利用設備 (自然循環型) | | 4 0 千円 / 基 | | | |
| 太陽熱利用設備 (強制循環型) | | 8 0 千円 / 基 | | | |
| 地中熱利用設備 | | 2 0 0 千円 / 基 | | | |
| 太陽光発電設備 | | 対象機器等の太陽電池の最大出力に 1 kW 当たり 2 万 5 千円 を 乗 じ て 得 た 額 又 は 1 0 万 円 の い ず れ か 少 な い 額 | | | |

(2) 定置型蓄電設備

| 補助対象機器等 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|---------|-------------------------------|---|
| 定置型蓄電設備 | 補助対象機器等の本体費用 (設置工事費を除く。) | 補助対象経費の 10 分の 1 に 相当する額又は 10 万円のい ずれか少ない額 |

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。
- 3 第 1 項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅に対象機器等を設置等する場合にあっては、住宅部分に係る経費に限り補助対象とする。

(補助の回数)

第 5 条 補助の回数は、同一年度内で、1 軒の住宅につき 1 回限りとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付申請書(様式第 1 号)に、別表第 2 に定める関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定)

第 7 条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付決定書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後、第 6 条の規定による申請の内容を変更し、又は対象機器等の設置等を中止しようとするときは、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金変更・中止承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第 9 条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金変更交付・中止決定書(様式第 5 号)により交付決定者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、第 7 条の規定による交付決定額を上限とする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)及び別表第3に定める書類の発行日の中で最も新しい日付から30日以内又はその完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に別表第3に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金確定通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(対象設備の管理)

第12条 補助金の交付を受けて対象機器等の設置等をした者は、その対象機器等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。

(重複補助の排除)

第13条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった場合には、重複して交付しない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第93号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金交付要綱の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

別表第1(第2条関係)

| 区分 | 対象機器等 | 交付要件 |
|----|-------|------|
|----|-------|------|

| | | | |
|---------------------------------------|--|---|--|
| 省エネ 設備 | 開口部断 熱改修 | 内窓設置、外窓交換、窓 ガラス交換、勝手口ドア 交換又は玄関ドア交換 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部が外気と直接接していること。 ・ 改修後の開口部の熱貫流率が $3.49 \text{ W} / (\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となる工事であること。 |
| | | 風除室設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積 10 m^2 以下で増設する工事であること。 ・ 基礎を有する又は既存建物の基礎等に緊結する建造物であること。 |
| | LED照 明器具 | 灯具を含むLED照明器 具の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内に設置する機器であること。ただし、車庫及び倉庫等を除く。 ・ 一般社団法人日本照明工業会会員メーカーの機器であること。 ・ 設置の際に電気工事を必要とするものであること。 |
| | 高効率給 湯器等 | 潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯部熱効率が 94% 以上であること。 |
| | | 潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続給湯効率が 94% 以上であること。 |
| | | 家庭用燃料電池 (エネファーム) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人燃料電池普及促進協会が民生用燃料電池(エネファーム)導入支援補助金において補助対象としている機器であること。 |
| 電気ヒートポンプ給湯 器 (エコキュート) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 2.7 以上であること。 | |
| ハイブリット給湯器 (ヒートポンプ・ガス瞬間 式併用型給湯器) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱源設備が電気ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器とを併用するシステムであること。 ・ 貯湯タンクを持つ機器であること。 ・ 電気ヒートポンプの中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが 4.7 以上であり、かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 94% 以上であること。 | |
| 太陽熱利用設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上のメーカー保証がある機器であること。 | | |

| | | |
|---------|---------------|---|
| | (自然循環型、強制循環型) | と。 |
| | 地中熱利用設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱(地下水熱を含む。)を住宅における空調又は給湯の熱利用に供すること。 ・電気ヒートポンプの中間期のCOPが3.0以上であること。 ・地下水の水位(地盤沈下)、水質、水温に悪影響が生じないものに限る。 |
| 太陽光発電設備 | 太陽光発電設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が電灯契約者であること。 ・10年以上のメーカー保証がある機器であること。 ・太陽電池の最大出力(太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(kW表示とし、小数点以下2桁未満は四捨五入)をいう。)が既設置分を含め10kW未満の太陽光発電設備であること。 |
| 定置型蓄電設備 | 定置型蓄電設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上のメーカー保証がある機器であること。 ・蓄電池部、インバータ、コンバータ及びパワーコンディショナ等の電力変換装置が一体的に構成されている機器であること。 ・10kW未満の太陽光発電設備に連結する機器であること。 |

別表第2(第6条関係)

| 書類名 | 備考 |
|---------------------|-----------------------------------|
| 工事費内訳表(様式第1号(別紙1)) | |
| 対象機器等一覧(様式第1号(別紙2)) | |
| 誓約書(様式第2号) | 高効率給湯機等のうち、ヒートポンプユニットを設置する場合のみ |
| 対象住宅の地図 | 対象機器等の設置等をしようとする建物の所在地(番地等)が分かるもの |

| | |
|----------------------------------|--|
| 見積書の写し | 対象機器等の設置等の費用の内訳が分かるもの(太陽光発電設備にあっては太陽電池モジュールの定格出力及び枚数が分かるもの) |
| 仕様書又はカタログの写し | 交付要件が確認できるもの |
| 対象機器等の平面図 | ・家屋の間取りが分かる平面図 ・対象機器等を設置する箇所が分かるもの |
| 対象住宅及び設置予定箇所の写真 | 建物全体及び対象機器等の設置等の箇所が確認できるもの(定置型蓄電設備にあっては、太陽光発電設備設置状況を確認できるもの) |
| 市税の滞納がない証明書 | 申請の日が属する年度の前年度1月2日以後の転入者については住所地の住民票抄本 |
| 登載証明書等 | 対象住宅の所有者及び建築年数が確認できるもの |
| 他の補助金等の内容が分かる書類(申請書、交付決定通知書等)の写し | 他の補助金等を受給する場合のみ(対象機器等が分かるもの) |
| その他市長が必要と認める書類 | |

別表第3(第10条関係)

| 書類名 | 備考 |
|------------------------------|---|
| 設置等した対象機器等一覧 (様式第6号(別紙1)) | |
| 領収書の写し | ・交付決定者が事業者に対象機器等を設置した費用を支払ったことが分かるもの ・対象機器等の設置等の内容が分かるもの |
| 工事箇所ごとの施工後の写真 | ・対象機器等の設置等の状況が確認できるもの ・太陽光発電設備については、太陽光電池モ |

| | |
|----------------|---|
| | <p>ジュールの枚数を確認できるものとし、枚数が確認できない場合は、図面を添付すること。</p> |
| 保証書等の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定者の氏名が記載されたもの ・ 対象機器等の型番、商品名等が記載されたもの ・ 機器の保証書、納品書又は出荷証明書等、新品の機器を設置したことが確認できるもの。 |
| その他市長が必要と認める書類 | |